

事例等を踏まえた宿泊税の制度について

令和6年（2024年）1月18日開催 第2回熊本市宿泊税検討委員会

事例等を踏まえた宿泊税の制度について

| | | |
|-----|------------------------|-----|
| 1 | 第1回検討委員会で出された課題の整理 | P1 |
| 2 | 宿泊税導入自治体の事例の整理 | |
| (1) | 宿泊税の導入・運用における利点と課題について | P2 |
| (2) | 宿泊税導入による宿泊客数への影響について | P3 |
| (3) | 税率の設定について | P4 |
| (4) | 課税免除について | P6 |
| (5) | 長期滞在者や観光目的以外での来訪者について | P7 |
| (6) | 民泊等小規模事業者に対する配慮について | P8 |
| (7) | 入湯税の改正について | P9 |
| (8) | 特別徴収義務者の事務負担の軽減について | P10 |

第1回検討委員会での議論から見えた、宿泊税に関する検討を行う上での主な課題を、次のとおり整理した。

- (1) 宿泊税の導入・運用に関する課題と利点について
- (2) 宿泊税導入による宿泊客数への影響について
- (3) 税率の設定について
- (4) 課税免除について
- (5) 長期滞在者や観光目的以外での来訪者について
- (6) 民泊等小規模事業者に対する配慮について
- (7) 入湯税の改正について
- (8) 特別徴収義務者の事務負担の軽減について

2 宿泊税導入自治体の事例の整理

1で整理した課題について、導入自治体(9団体)ではどのように分析されているかを調査し、項目ごとに結果をまとめた。

(1) 宿泊税の導入・運用における課題と利点について (n=9, 複数回答)

➤ 利点

- ・ 観光需要に対応するための安定的な財源が確保でき、より充実した観光振興施策の実施が可能となった(9団体)
- ・ コロナ禍などの非常時に宿泊施設支援策に活用できる(1団体)

➤ 課題

- ・ 特別徴収義務者に一定の事務負担が生じている(5団体)
- ・ 使途の明確化や検証が不十分(4団体)
- ・ 宿泊税に関する周知の不足(2団体)
- ・ 徴収事務が複雑でわかりにくい(1団体) ※宿泊料金の算定方法(宿泊料金に含める付帯料金の範囲や税率計算)等
- ・ 宿泊事業者に金銭的負担が生じている(1団体)
- ・ 低価格帯の宿泊者の負担割合が大きい(1団体)
- ・ 課税免除の制度が複雑(1団体)
- ・ 一部の事業者から継続して反対の声が聞かれる(1団体)

(2) 宿泊税導入による宿泊客数への影響について (n=9)

※導入前後における年間宿泊者数を比較した上で分析

➤ 影響はなかった(4団体)

➤ わからない(5団体)

(主な理由)

- ・導入前後の期間が新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた時期と重なり、影響の分析は困難
- ・宿泊者の数の増減に影響を与える要素は様々であり、宿泊税導入による影響を定量的に測定することは困難

2 宿泊税導入自治体の事例の整理

(3) 税率の設定について (n=6)

本市と同じ基礎自治体において検討された内容をまとめた。

➤ 税率の設定にあたり考慮された点

- ・ 新たな観光振興施策を行うために必要となる規模の税収を確保できること
- ・ 先行自治体の例を踏まえ、納税者にとって過重な負担とならないこと
- ・ 宿泊事業者の事務負担軽減の観点から簡素な制度とすることが望ましいこと
- ・ 課税の公平性の観点から、宿泊料金（担税力）に応じた税率設定も考慮すべきこと

➤ 上記を踏まえて設定された税率の傾向

- ・ 1人1泊当たりの基本税率（最低負担額）を200円とする自治体が多い
- ・ 宿泊料金（担税力）に見合った負担を求めるため、税率区分を設けている自治体が多い
- ・ 宿泊者は一様に一定程度の行政サービスを享受しているため、応益性や公平性の観点から、免税点を設けていない

➤ 現行の税率に課題があるか

- ・ 低価格帯の宿泊者の負担が大きいとの意見もあり、現在対応を検討中（1団体）

2 宿泊税導入自治体の事例の整理

(3) 税率の設定について

宿泊税導入基礎自治体の税率設定の状況

| 課税団体 | 京都市 | 金沢市 | 倶知安町 | 福岡市 | 北九州市 | 長崎市 |
|--------|--|----------------------------|-------------------|--|---------|--|
| 税率 | ①2万円未満：200円 ②2万円以上5万円未満：500円 ③5万円以上：1,000円 | ①2万円未満：200円 ②2万円以上：500円 | ①宿泊料金の2% | ①2万円未満：150円 ②2万円以上：450円 県税として+50円を徴収 | ①一律150円 | ①1万円未満：100円 ②1万円以上2万円未満：200円 ③2万円以上：500円 |
| ～1万円 | 200円 | 200円 | 200円 ※1万円の場合 | 150円 | 150円 | 100円 |
| ～1.5万円 | 200円 | 200円 | 300円 ※1万5千円の場合 | 150円 | 150円 | 200円 |
| ～2万円 | 200円 | 200円 | 400円 ※2万円の場合 | 150円 | 150円 | 200円 |
| ～5万円 | 500円 | 500円 | 1,000円 ※5万円の場合 | 450円 | 150円 | 500円 |
| 5万円～ | 1,000円 | 500円 | 1,600円 ※8万円の場合 | 450円 | 150円 | 500円 |

※福岡市と北九州市は、別途福岡県が50円の税率を設定

※基礎自治体ではすべて宿泊料金による免税点は設けていない

2 宿泊税導入自治体の事例の整理

(4) 課税免除について (n=9)

➤ 課税免除設定の検討にあたり考慮された点

- ・ 宿泊事業者の事務負担軽減のため、簡素な制度とすることが望ましいこと
- ・ 宿泊者は一定の行政サービスを楽しんでいること
- ・ 修学旅行生や学校行事は教育活動の一環であり、公益性があること
- ・ 修学旅行生は将来にわたる観光客誘致につながるという見方ができること

➤ 上記を踏まえた各都市の課税免除設定の傾向

- ・ 宿泊者が享受する行政サービスの受益の程度は旅行の形態に関わらず同等であること、宿泊事業者において免除対象者の確認作業で事務負担が増えること等を勘案し、免除措置を設けていない自治体が多い（6団体）

➤ 現行の制度に課題があるか

- ・ 修学旅行生やキャンプ場を課税免除の対象にできないかとの要望を受けている（1団体）
- ・ 課税免除の対象範囲が広く複雑な制度となっているため、見直し年に検証を行いたい（1団体）

※課税免除を設けている自治体の状況

| 団体 | 京都市 | 倶知安町 | 長崎市 |
|---------|-------------------------|---|----------------------------------|
| 課税免除対象者 | 修学旅行その他学校行事に参加する生徒、引率者等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 修学旅行その他学校行事に参加する生徒、引率者等 ・ 倶知安町内で職場体験を行う生徒等 | 修学旅行その他の行事に参加している者のほか、市長が必要と認める者 |

2 宿泊税導入自治体の事例の整理

(5) 長期滞在者や観光目的以外での来訪者について (n=9)

- **配慮の必要性を検討した結果、一般観光客と同等の扱いとした(5団体)**
 - ・ 来訪の目的に関わらず、行政サービスの受益の程度は同等であるため(5団体)
 - ・ 滞在の長短にかかわらず、その期間に応じた量の行政サービスを受けているため(1団体)
 - ・ 目的や滞在期間によって取り扱いを変えることで**制度が複雑になり、特別徴収義務者の負担も増える**ため(1団体)
 - ・ 修学旅行生やビジネス客が利用するような施設の宿泊客には課税しないよう配慮し、免税点(1人1泊1万円)を設けているため(1団体)

- **検討しなかった(4団体)**

2 宿泊税導入自治体の事例の整理

(6) 民泊等小規模事業者に対する配慮について (n=9)

➤ 特別徴収に係る事務負担軽減のために配慮している事例があるか

- すべての自治体で、申告納入額が一定額を超えない事業者に対し、特別徴収の事務負担軽減措置として、「申告特例制度(※)」を設けている
- さらに、同一の特別徴収義務者が経営する宿泊施設について、一定の要件を満たす場合に合算申告を認めている自治体がある

(※) 申告特例制度…宿泊税の申告納入実績が一定の金額以下である等、規定の要件を満たす場合には、特別徴収義務者の事務負担軽減と効率化の観点から、申請により3ヶ月分をまとめて申告納入する特例制度

➤ 従業員が常駐していない宿泊施設での徴収方法の事例

- (OTAサイト等による) 事前決済の際に、宿泊料金と合わせて徴収
- 施設内に設置した集金BOXにて回収
- 券売機

2 宿泊税導入自治体の事例の整理

(7) 入湯税の改正について (n=6)

- 改正した(1団体)
- 検討した結果、改正しなかった(3団体)
 - ・入湯税を廃止して宿泊税への一本化を検討したが、**入湯税は本来課税すべきものとされているため、廃止は難しい**という結論に至った(1団体)
 - ・**入湯税と宿泊税は、用途・目的・課税客体等が異なる点、また入湯税は市民共有の地下資源を利用しており、相応の負担を求めることは適切である**ことから、制度改正は行わないこととした(2団体)
- 検討しなかった(2団体)

| 熊本市 | 京都市 | 金沢市 | 倶知安町 | 福岡市 | 北九州市 | 長崎市 |
|------------------|--|--|---|---|--|---|
| 1人1日につき …150円 | 【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入客】 1人1日につき …100円 | 【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入客】 1人1日につき …100円 | 【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入客】 1人1日につき …70円 | 【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …50円 <u>※宿泊税導入前は、 150円</u> 【日帰りの入客】 1人1日につき …50円 | 【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入客】 1人1日につき …100円 | 【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入客】 1人1日につき …30円 |

2 宿泊税導入自治体の事例の整理

(8) 特別徴収義務者の事務負担の軽減について

▶ 特別徴収交付金制度

すべての導入自治体で、特別徴収義務者の労務や金銭的な負担に対する報奨として、特別徴収交付金制度を設けている。

| 東京都 | 大阪府 | 京都市 | 金沢市 |
|---|---|---|--|
| 宿泊税特別徴収交付金 | 宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金 | 宿泊税特別徴収事務補助金 | 宿泊税特別徴収事務交付金 |
| 納付された金額の2.5% (導入から5年間は特例措置として+0.5%) 【交付上限額】100万円 | ①すべて納付期間内完納しているとき ・納期内完納額の2.5% ②1か月でも納期内完納していないとき ・納期内完納額の2.0% ③加算金を伴う増額更正等を受けたとき ・納期内完納額の1.0% (導入から5年間は特例措置として+0.5%) | 納期内納入額の2.5% (導入から5年間は特例措置として+0.5%) 【交付上限額】200万円 | 納期内納入額の2.5% (導入から5年間は特例措置として+0.5%) ※令和5年度までは上記に申告納入月1月につき1,000円を加算 【交付上限額】 前期、後期それぞれ50万円 |
| 倶知安町 | 福岡県・福岡市・北九州市 | 長崎市 | |
| 宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金 | 宿泊税報償金 | 宿泊税特別徴収事務交付金 | |
| ①すべて納付期間内完納しているとき ・納期内完納額の2.5% ②1か月でも納期内完納していないとき ・納期内完納額の2.0% ③加算金を伴う増額更正等を受けたとき ・納期内完納額の1.0% (導入から5年間は特例措置として+0.5%) | 納期内納入額の2.5% (導入から5年間は特例措置として+0.5%、 また福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、 交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、 かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5%を加算) 【交付上限額】200万円 | 納期内納入額の2.5% 【交付上限額】50万円 | |

2 宿泊税導入自治体の事例の整理

(8) 特別徴収義務者の事務負担の軽減について

➤ システム整備費用への助成 (長崎市では、特別徴収交付金のほかシステム整備費に特化した助成制度を実施)

| | |
|---------|--|
| 補助率制度名称 | 長崎市宿泊税システム整備費補助金 |
| 補助率・限度額 | 補助率：1/2 補助限度額：50万円 |
| 申請実績 | 39事業者/約200事業者 |
| 補助対象経費 | <p>宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入に係る経費</p> <p>【整備対象例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レジシステム改修 ・ソフトウェア購入 ・PC、タブレット、プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器 ・POSレジ、モバイルPOSレジ、宿泊税用券売機 |

➤ 長崎市以外の自治体がシステム整備への助成制度を設けなかった理由 (n=8, 複数回答)

- ・特別徴収の事務負担に対する交付金をシステム整備費用に充てることのできるため (8団体)
- ・当時はシステム化が一般的ではなかったため (1団体)
- ・事業者からの要望がなかったため (1団体)

2 宿泊税導入自治体の事例の整理

(8) 特別徴収義務者の事務負担の軽減について

- **事務負担の軽減に関する特別徴収義務者からの意見** (n = 9、複数回答)
 - ・ 特別徴収交付金の金額をあげてほしい (3 団体)
 - ・ 特別徴収交付金があり助かっている (2 団体)
 - ・ 制度導入後 5 年間の特別徴収交付金引き上げ措置を延長してほしい (1 団体)

- **特段意見はあっていない** (4 団体)